

第5回 規制制度改革ワーキングチーム

日時：平成29年4月18日（火）
15：30～17：00
場所：中央合同庁舎4号館2階
共用第3特別会議室

議事次第

開会

1. 現行アクションプランの評価
2. 次期アクションプラン（案）について
3. 今後の進め方

閉会

配布資料

- 【資料1-1】 現行アクションプラン フォローアップ結果（H29.3月末時点）
- 【資料1-2】 現行アクションプラン 成果事例
- 【資料1-3】 現行アクションプラン 改定に際しての対処方針（案）
- 【資料1-4】 現行アクションプラン フォローアップ結果個票（H29.3月末時点）
- 【資料2-1】 国民からの意見募集の結果概要
- 【資料2-2】 次期アクションプランにおける個別項目に係る基本的考え方（案）
- 【資料2-3】 次期アクションプラン（案）※
- 【資料3】 規制制度改革ワーキングチーム 今後の進め方（案）
- 【参考資料1】 新たな電子行政の方針
- 【参考資料2】 規制改革推進会議 行政手続部会 取りまとめ

※非公開資料

○IT総合戦略室 それでは、定刻になりましたので、ただいまより第5回「規制制度改革ワーキングチーム」を開催させていただきます。

本日は御多忙の中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日ですけれども、●●構成員が御欠席でございます。その他の構成員の方々につきましては皆様御出席いただいております。

また、IT室の幹部が別件で急遽呼ばれておりまして、途中から●●審議官も含めて参加という形になっております。

それでは、これ以降の議事進行は主査にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○主査 皆さん、お疲れさまでございます。

少しおさらいをいたしますと、前回2月27日にやったときに次回アクションプランの整理案について御議論いただいて、そのときに手続のIT化を進めるためにデジタルファースト、コネクテッド・ワンストップ、ワンスオンリーといった3原則を踏まえた取り組みをすること、それから、政府横断的な分野、重要分野、民間取引分野の3分野ごとの取り組みという形で整理していくという議論をいたしました。その後、第4回会議での構成員の皆様の見解を踏まえて、3月9日にワーキングチームとして中間整理を取りまとめて公表して、インターネット上で国民からの意見募集を行って、今日御報告をいただけるわけです。それを受けて今回は現アクションプランの評価を行った上で、中間整理の考え方に基き個別の項目を追加した次期アクションプラン（案）を事務局から説明いただいて、議論いただくという段取りになっておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局から資料の確認をまずお願ひします。

○IT総合戦略室 それでは、資料の確認をさせていただきます。

本日、議事次第に加えまして議題1に係る資料としまして資料1-1の1枚紙、資料1-2ということで成果事例、資料1-3ということで対処方針に係る1枚紙、資料1-4ということでフォローアップ結果個票ということで、細かい字の資料がついています。

資料2-1が国民からの意見募集の結果の概要、資料2-2が1枚紙ということで、個別項目に関する基本的考え方。資料2-3は非公表とさせていただきますが、アクションプランの本体紙。

参考資料として、前回の第4回のときに概要について御説明させていただきましたが、別途、IT本部の電子行政分科会での新たな行政方針についての考え方のもとの資料が2月27日付で固まっておりますので、それを配付させていただきます。

参考資料2といたしまして、行政手続部会取りまとめということで、構成員の方々皆さん御存じのことかと思っておりますので説明は省略させていただきますが、それを配付しています。

順番が逆になりましたが、資料3ということで今後の進め方の1枚紙を配付させていただきます。

以上でございます。

○主査 よろしいでしょうか。

それでは、議事次第に従って進めていきたいと思いますが、現行アクションプランの評価について御説明いただいた後に、次期アクションプランの説明をいただきます。資料1-1から資料1-4及び資料2-1から資料2-3をまとめて事務局から説明していただいた後、質疑の時間を設けたいと思いますので、よろしく申し上げます。事務局からの説明を始めてください。

○IT総合戦略室 それでは、資料1-1から、まずは現行、3年前につくりましたアクションプランの評価と、それに引き続きまして次期アクションプランに特に個別項目、今回主に項目名の御審議をいただければと思っておりますが、その内容について御議論いただければと思っております。

まず資料1-1から御説明させていただきます。3年前につくりましたアクションプランの前回9月時点からことし3月末時点でのフォローアップの変更点ということで書かせていただいております。大きく変更した項目、細かくは別紙の資料1-4に非常に小さい字でございますが、書かせていただいておりますけれども、概要ということで資料1-1に基づいて説明させていただきます。前回のフォローアップの9月末からの進捗ということで、5項目で進捗があったかと思っております。

1つは不動産取引の重要事項説明に関しまして、ITを活用した重要事項説明を本格的に運用することが適当という取りまとめを国交省さんのほうで先月行われて、発表しております。対処方針どおり検討の論点が整理されたということで、従来の評価BからAという形に変更させていただければと思っております。

7番目、教科書の電子化でございます。前回の6月時点でも中間取りまとめが文科省でなされていたわけですが、最終的に12月に最終報告書を取りまとめて、今後、デジタル教科書にしていくことが決まっているということで、評価の変更はございませんが、進捗があったということで御報告させていただきます。

公的個人認証サービスの利用場面の拡大ということで、ここは2つありまして、公的個人認証サービスを利用できる民間事業者をふやそうという話と、スマホでも対応できるようにしようということでございますが、新たに昨年11月ごろスマホで対応できるようになったということで、方針は以前から決められていたところでございますけれども、具体的に進捗があったということで、措置済みということで変更させていただいております。

19番目、自動車保有関係手続OSSの拡充ということで、もともと29年度に手続拡大に合わせて行政書士法の規則を改正するというところでございましたけれども、無事、措置済みになったということで書かせていただいております。

25番目、国交省の取り組みでございますけれども、公共工事で3次元モデルを活用するときの制度設計の方向を決めるということをやっていたわけでございますが、先月、CIM (Construction Information Modeling) に関する手引、ガイドラインを発行したとい

うことで、措置済みという形に変更させていただきたいと思っています。この結果、28項目中、その下でございますが、赤色の部分の変更点ということで、24項目が対処方針の検討が進められたということと、20項目について必要な措置が講じられたということで評価をしたいと思っております。

資料1-2、3年目になったということで、これまでどのような成果が出てきているのかということをもとめさせていただいております。この中で最近措置済みになった、先ほど説明をしたものはまだ成果が出てきていないというところがありますが、以前から措置済みになっていて、かつ、データをとることができたもの、赤字のところについて簡単に成果事例としてまとめさせていただいております。

1つは(1)のところでございますけれども、個人カードを活用した公的個人認証サービスの利用場面拡大。これは先ほど説明したように民間事業者のところが増えてきているということでございます。

国税関係の帳簿書類の電子化保存の規制見直し、これは以前から可能であったわけですが、柔軟化したということで、特に平成27年の税制改正以降、9月以降のものに適用されているわけでございますが、27年6月末から28年6月末にかけて倍以上に拡大されているということでございます。昨年度も税制改正が行われているので、今後も期待できるということでございます。

あとは建築確認申請の電子化ということで、特にCADでつくったような電子データの申請を受け付けるといった内容でございますけれども、それを受け付ける指定確認検査機関がまだ数としては全体として低いですが、ふえてきているといった状況になっています。

あと、もともと手続件数がそんなに多いものではないのですが、航空機登録申請の添付書類の削減について対応を行ったことで98件の申請で負担が軽減とか、あるいは地下街の閉空間での電波システムの簡素化、これは4件でございますが、対象となった手続について簡素化が図れているということでございます。

民間取引のIT化関係で言うと、株式会社の事業報告のウェブ開示の対象範囲の拡大というものが平成27年2月に行われて、それによってウェブ開示した企業数がふえてきている。あるいはe-文書法の再徹底、これは我々の向かい合っている全数調査の結果でございますが、個別にまだ今後引き続きフォローが必要だと思っておりますけれども、件数は少しずつ減ってきているということでございます。

3ページ目、対面原則絡みで言うと高等学校の遠隔授業の正規授業化ということで、平成27年4月、2年前に可能になったということでございますが、今まで7都県24校において実践されているということをおっしゃいます。

テレワーク関係で申し上げますと、テレワークの場合、日数というよりも短時間での業務が多いということで、日数ではなくて時間での育児休業給付金の要件を緩和してほしいというところがあり、それに基づいての省令改正が行われたということで、日数は多いけれども、時間が少ない。こういった人についても給付ができるようになったというところ

がふえているということでございます。

あとはハローワークで在宅勤務の取り扱いもできるようにしようということで、26年度当初から検索できるようになっているということでございます。ちょっと古いですが、11月時点で言うと全都道府県で330人ほどの在宅勤務の求人があったということでございます。4月時点で言うと求人案件が若干減っているのですが、少し件数が減っているようでございます。

あとはその他で金融関係の外部委託の明確化という形で、共通的な規範が整備されて以降、クラウドサービスを利用されている金融機関が増えた。こういったところがあるかなということでございます。

資料1-3でございます。それを踏まえて今後、この後の議題2とかかわりますけれども、これらの案件をどうしていくかということでございますが、基本的に考え方ということで3つほど整理させていただいております。

1つは措置済み案件、A案件は原則アクションプランに記載しない。裏返して言うとBは引き続き原則として記載したいと思っておりますが、「ただし」が入っております。次期アクションプランの内容を推進するに当たって重要な案件であって、かつ、さらに取り組みが期待されるような案件、こういったものについてはその内容をさらに拡充する、あるいは発展するという形で変更して記載するというようにしてはどうかということでございます。具体的には、この対処方針一覧のところでございますけれども、行政手続のオンライン手続の本人確認あるいはID連携の本人確認、公的個人認証の確認。このうち下の2つは措置済みになっておりますが、今後やはり本人確認のところはしっかり今後どうするかというところは、これは全体を含めて検討していくことで記載してはどうかということでございます。

18番の登記情報、これも後ほど御説明しますが、登記所間の共有化、添付書類の省略というのは措置済みになっておりますが、まだ政府全体としての共有化を進めていくというところをさらに進めていくという観点から、引き続き発展させる形で掲載してはどうかということでございます。

指導者保有関係の手続、これも件数は多いわけですが、今回、措置済みになったわけですが、まだ引き続き取り組むところがあるのではないかとということで書かせていただいております。

道路占用手続とか航空機、現況地形、施工図の3D化、建築確認申請の電子化は終わらせるということで、一方、公的機関からの電子手段による通知の促進は住民税の特別徴収税の通知の電子化ということになりますけれども、これは引き続きまだAにはなっていますが、さらなる取り組みが必要なのではないかとということで、アクションプランに載せていくという形ではどうかということでございます。

株式会社の事業報告のウェブ開示、これは先ほども御説明して件数は伸びてきておりますけれども、今後、招集通知の添付書類の原則電子化も含めて、さらなる検討を進めてい

くという観点から書き加えてはどうか。さらに取り組みを記載してはどうかということでございます。

2 ページ目、裏側でございますけれども、e-文書法の再徹底は別途、民間取引オンライン化のプログラムの中で引き続きやっていきたいと思っております。

対面原則関係で言うと、不動産における重要事項説明は先ほど申し上げましたように今回Aということで整理をさせていただきましたけれども、さらなる取り組みを引き続き記載していくという形でしてはどうかということでございます。それから、国家資格の取得更新時のe-ラーニングはまだBですので、引き続き取り組むという形にしたいと思っております。

もう一点、テレワーク関係が5つございまして、そのうち3つが措置済みになっているわけでございますが、2件、深夜労働割増の柔軟化、それから、最低賃金基準の見直しというところについて、主に厚生労働省を中心に御検討いただいたわけですがけれども、有識者検討会議の議論の結果、まだコンセンサスが得られなかった。要は深夜労働割増を柔軟化すべきなのか、最低基準の見直しをすると一方向で決めていいのかというところは、まだ結論が出なかったということでございます。ここにつきましてはいろいろ今テレワークを検討するところもございまして、厚労省の中でもテレワークを推進するという中で検討しておりますので、そちらに預けるという形で今後このアクションプランとしては外していくという形にしたいなと思っております。

あと、その他のものはこちらに書いてあるとおりでございます。

以上が方針ということで、それを含めて次の議題2の次期アクションプランの話に移りたいと思います。

資料2-1でございますが、まず次期アクションプランの中身に入る前に、先月3月9日に中間整理をまとめた後、国民からの意見募集をいただいております。それが資料2-1にまとめております。方法に書いてありますけれども、意見投稿サイトであるアイデアボックスに掲載して意見募集をさせていただきました。余り多くはないですが、意見募集を促すために我々事務局からもコメントをした上で、それに対するコメントという形でいただいております。

デジタルファースト絡みで言いますと、特にマイナンバーカードで本人確認がもっと使えるようにしたら重要ではないかということで意見を振ったわけでございますが、3つほど意見をいただいております。やはり一方でマイナンバーカードそれ自身でカードリーダーとかも必要なもので、それ以外の手続も必要なのではないか、あるいは住民のサービスのフロントからくみ上げた設計が必要なのではないか。そういったところの意見をいただいております。

コメント2も同じようにマイナンバーカードも重要だけれども、それ以外の本人確認方法も必要なのではないか。そういったところも含めて我々としても考えていきたいなと思っております。

コネクテッド・ワンストップのところについては、APIを公開すればいいのではないかと
いう御指摘をいただいております。この趣旨については中間整理でも書いているかなと理
解しております。

ワンスオンリー関係で、マイナンバーの利用範囲の拡大というところを御議論させてい
ただいたところ、利用拡大は賛成だけれども、いろいろな法律の話があるのではないか。
特に合意基盤とかそういったところの環境整備も必要なのではないかとといった御指摘は、
そのとおりのかなというところで、それを含めて考えていきたいと思っています。

これはパブリックコメントというか、アイデアボックスのコメントですが、先ほどの議
論を踏まえて資料2-2でございますが、次期アクションプランにおける個別項目に関す
る基本的な考え方という形で整理させていただいております。具体的にこの後、御説明さ
せていただきますけれども、次期アクションプランでは前回中間整理のときに、今後具体
的に行動すべき内容を個別に記載して、それをちゃんとアクションプランとして仕上げる
という形をさせていただきました。その項目について基本的な考え方という形で整理させ
ていただいたものでございます。

1つ目、横断的な取り組みに係る項目ということで、項目化すべき内容を書かせていた
だいております。これまで御議論させていただいたように、次期アクションプランの中で
原則オンライン化ということで3つほどの計画、プログラムを推進させていただいており
ます。これを項目化して全体を全数調査と連携しながらやらせていただきたいと思っ
ております。1つは行政手続オンライン化推進計画あるいは地方自治体のオンライン化の推進
方策、民間取引のオンライン化促進プログラムでございます。具体的には今後、推進計画
策定に当たっては、具体的にどのようなものを策定するのかということを検討していく。
その中では今までの動きも踏まえつつ、何らかの全体を捉えた上で重点分野といったと
ころを選んでオンライン化を特に推進するもの、あるいはBPRの見直しをするものを選んでや
っていききたいと思っておるということと、もう一つは各省が横断的に取り組むべき課題に
例えばマイナンバー制度あるいは法人番号の活用といったところについては策定指針なり
に書くという形で、全体を進めていきたいなというところが1点。

もう一点は、各省庁、単に全てお願いするというわけではなくて、単独では取り組みが
困難な事項、政府横断的な取り組みの事項、こういったものについてはIT室が関係省庁と
連携しながら推進していくべき話として、ちゃんと項目を挙げて検討していきたいと思っ
ています。

具体的にはということで、バックオフィス関係、それから、先ほども出ましたけれども、
本人確認関係、こういったところにIT室としても重点を置いて今後の取り組みとして進め
ていきたいと思っています。

このように全体を見据えてPDCAサイクルしつつ、一方で当面の課題としての個別分野と
いうところも、先ほどのアクションプランの今後のあり方のところと関連して幾つか項目
として書いていくべきかなと考えております。具体的には、こういった流れの中で年間手

続件数が多いとか、あるいは重要と判断されるような手続についてはアクションプランに書いていく。それはIT室としてもフォローする。それは横展開なり全体最適化、こういった観点から見ていこうという項目です。

具体的には2つほど挙げさせていただいておりますけれども、政府方針としてオンライン化が推進されているような項目、それから、現行のアクションプランに記載された項目であって、今後ともさらなるオンライン化が期待されている項目ということで、先ほど御説明差し上げたような項目があるのかなと思っています。具体的な項目は今後策定予定の官民データ計画なりと整合性を合わせつつ、書きぶりを検討していきたいと思っておりますけれども、具体的な方法は今後、検討したいと思っておりますが、3年間変えないというよりも、どんどん見直していくという形で書いていくというのもありなのかなと思っております。

具体的には、その裏側のことを今回提案させていただいております。個別項目リストということで以下の14件ぐらいを考えてはどうかと思っております。1つは行政手続オンライン化推進計画、地方自治体の方策の検討、民間取引オンライン化推進プログラムというのが3つ。それから、やはり政府横断的なところにIT室としても重点的に検討していくということで、1つは先ほどのアクションプランの延長でもありますけれども、登記事項の証明書の添付の省略化をどうさらに広げていくかといった案件。それから、実は3月末のIT本部の総理の指示でもあったわけですが、今後、各種手続における住民票や戸籍の添付の省略化。住民票、戸籍を原則として不要にしていくことも見据えた上で、これをどのようなバックヤード連携で進めていくかということをちゃんと検討をしていく。もう一つ、バックヤード連携関係では、これまでワーキングチームでも議論いただきましたけれども、特に企業関係の情報について法人インフォメーションを活用して行政機関間のバックオフィスを連携していく。そのための具体的なアーキテクチャーなりの検討を進めていくということをしていってはどうかということでございます。

それから、先ほど本人確認関係のものが3つほど現行のアクションプランでありましたけれども、それらの進展も踏まえて今後、特にオンライン手続の本人確認をいかに合理化して、皆さんオンライン化しやすいようにしていくか。そういったところを検討していくという項目をちゃんと検討していってはどうかということでございます。

その上で個別項目として住民税の電子正本化。これは規制改革推進会議でも議論をしている中身でございます。それから社会保険、労働保険のオンライン利便性。これも規制改革でございます。自動車ワンストップは先ほど御説明差し上げましたように、現行アクションプランで措置済みになったわけですが、さらなる取り組みということを引き続き検討したらどうか。申告管理のオンライン連携でございますが、在留資格のオンライン化といったところも含めて検討していくということで、そういったところもフォローしてはどうかということでございます。民間取引関係で言うと、株主総会の関係で先ほど措置済みになっている案件がございますけれども、さらに取り組むという形にしては

どうか。それから、不動産取引も同様でございます。国家資格の取得更新時のe-ラーニングはまだ取り組みの課題に残っているというところで、引き続きやっていくという形でございます。

以上のリストと考え方を踏まえて資料2-3でございます。中間整理の案をもとにして個別項目を書き入れた形の案をつくっております。ただ、後ほど御説明させていただきますが、まだ個別項目、全部は入っていない。こういった状況であります。それに加えて中間整理のところにつきましては、事項の整理を若干させていただいているといった形になっております。

簡単にざっと飛ばして説明させていただきますと、3ページ目でございますが、「はじめに」について一番下のところを書き直させていただいております。3月9日に中間整理を発表したということと、来月くらいにはまとめたと思っておりますが、それを意識して文章表現を見直させていただきます。それから、前回も御説明させていただきましたけれども、新たな電子行政方針というものを別途IT本部の中でも検討しております。その中で特に関係を整理してございまして、行政サービスの効率化、利便性の向上について集中的に記載したものであるということと、規制制度改革会議との連携も図っていくという書きぶりを入れております。

4～7ページ目は少し書いていますけれども、ほとんど変わっておりません。

9ページ目について、行政手続部会の取りまとめがなされたというところを書いていますが、投資等ワーキングがまだ「検討されている」になっておりますが、必要に応じて語尾は今後修正していきたいと思っております。

10ページ目、11ページ目は少し書いておりますが、12～15ページ目はほとんど変えておりません。

21ページ目、アクションプランの方向と個別項目ということで少しタイトルを変えさせていただいた上で、25ページ目以降、少し文章を整理させていただいております。行政手続の政府横断的な見直しということで、幾つか表に挙げさせていただいております。この中の対応につきましては、1つは各省庁で取り組みをお願いする話については、上記1の取り組みとあわせて取り組みを促すということで、先ほど申し上げましたように、今後行政手続オンライン化推進計画をつくっていく際に、それを通じて各省をお願いする話ということと、一方で政府横断的に各省をお願いするだけではなくて、政府横断的に関係しなければいけないというところについては、先ほども申し上げましたようにアクションプランに記載して書いていくということで整理をさせていただいております。

25ページ目、26ページ目のところでございますが、規制改革会議の動きを記載させていただいているという流れの中で、それを踏まえつつ具体的に取り組むべき項目についてはアクションプランについて記載するという形にしています。

27ページ目でございますけれども、民間取引のところについても必要なところについてアクションプランの見直しをするということで、28ページ目、アクションプランの個別項

目という形で別紙のとおり定める。これにつきましては先ほどもありました電子行政の方針で、電子行政全体の中でこういった取り組みを推進していくというところで、さらに具体化して決めて行くという形で位置づけをした上で、先に飛ばして31ページ目の横表のところで個別項目というものを書かせていただいております。先ほど少し申し上げましたように、内容は今後官民データ活用基本計画、全体と平仄を合わせる形で見直していきたいということと、ざっと後ろを見ていただいておりますけれども、対処方針はまだ空欄になっております。実は本日の議論も踏まえながら関係省庁と相談していて、次回、構成員に中身は確認させていただくという形で進めていきたいという形で書いております。

具体的には、個別項目は先ほど説明させていただいた項目で項目名、現状と課題、対処方針という形で作っております。そのうち横断的な計画プログラムの1～3だけはとりあえず関係する省庁だけでつくってみましたけれども、その後については今後、現状で言うと現状と課題について書いただけで、今後、具体的なところは本日の議論も踏まえて書き込んでいきたいと思っております。ちなみに1の行政手続オンライン化推進計画であると、先ほど申し上げましたように対処方針で策定方針を策定していく。原則オンライン化を進めていく。重点分野を検討する。共通的な取り組み事項について確認する。全数調査を踏まえてやっていくといったことが書かれています。

2ポツの地方自治体のところにつきましては、今後調査の実施について県と地方自治体に依頼し、重要と思われる中小企業は特定した上で実態把握を進めていく。その上で方策を検討する。こういったことが書かれています。

3ポツ目、民間取引のオンライン化促進プログラムのところについては、これまで議論しているところですが、全数調査の結果を踏まえてガイドラインをつくる。それを踏まえて計画を策定する。あるいはその上でプログラムをつくるといったことを書いています。あとは先ほど申し上げたような項目について、現状と課題について書いてあります。横断的な制度、システムについては登記事項証明書の添付のあり方あるいは住民票、戸籍の添付の省略化、6ポツ目、33ページ目ですけれども、法人インフォメーションのところ。7ポツ目、公的個人認証の拡大あるいはオンラインにおける本人確認の合理化、こういったところをIT室を中心的にやっていきたいと思っております。

個別項目につきましては、税額通知の電子正本化。これは規制改革推進会議の検討も踏まえつつ、検討をしたいと思っております。9ポツも同じです。10番目が自動車ワンストップの話。11ポツが出入国管理、在留資格のオンライン化の話を書いております。35ページ目は株主総会のプロセスの話。不動産取引、国家資格の取得更新時におけるeラーニング。この本日の議論を踏まえて個々の対処方針をこれから関係省庁とも相談しつつ、全体の計画等も含めてやっていきたいなと思っております。

もとに戻りますけれども、最後、今後の進め方ということで29ページ目でございます。ここも書き直させていただいております。今後おおむね1年以内に全体の方針を明確化し

ていくということと、先ほども申し上げましたように、我々どもとしては行政手続だけにかかるはずではなくて、電子政府の見直し全体として一貫してやっていくということと、規制改革推進会議とも連携してやっていくということを書かせていただいております。その上で全数調査を使って全体を把握しながら、実態を踏まえた計画策定を推進していきたいと思っております。体制自身は引き続きIT総合戦略本部としてフォローアップを行う。体制自身は若干見直しが必要とは思いますが、引き続き皆様の御協力をいただきたいと思っておりますという次第でございます。

少し長くなりましたが、全体こういう方向でアクションプランの項目でよろしいか、本日、特に御議論いただければなと思っております。

以上でございます。

○主査 それでは現行のアクションプランをどう評価するのかという話と、それを受けて次期アクションプランをどうするかという話かと思えます。特に順番を定めなくていいと思えますので、余り混乱するようでしたら整理しますけれども、自由に御議論をいただきたいと思えます。まだこれからというところもありますが、現時点でのプランをごらんいただいて御意見をいただければと思えます。

それでは、●●構成員。

○構成員 規制改革推進会議の行政手続部会も出させていただいておりますので、部会の方の計画も随分進んできていますので、そろそろこのWTの内容と合わせて方向を出さなければいけないというのが今回、本当にこの資料を読んで感じたところです。

まず第3原則ですが、行政手続のほうであげられているものと微妙に表現が違うのです。したがってそこを混乱させないようにぜひ一貫性をもたせていただきたいと思いました。多分バイブルになるのはデジタルファースト、コネクテッド・ワンストップ、ワンズオンリーの3つだと思うのです。これは新しいイニシアチブだったと思うのです。今までやっていたものとは全く違う。まず最初に恐らくこのチームとして、またはIT総合戦略室として打ち出していきたいのは、これが共通基盤です、これは我々のスコープです、ここに乗ってくださいというものがが必要です。これから各省庁にこういった基本計画表を立案していただくという段階まで来ているわけですが、バックヤードで横断的に言うからには、そこを誰かつないでくれるんだよね、ガイダンスが出てくるんだよねという質問も既に出てきているのです。だからここはこうしますと言ったガイダンスでもいいのですが、もうそろそろ打ち出さなければいけないところに出てきている。

そこでIT総合戦略室としては、規制というよりは特にIT分野を中心に、ITアーキテクチャー、技術的ポリシー、それに調達をどうするかと言った基盤づくりにぜひ注力をしていただきたいと思いました。

実際に縦割りの各省庁をつなげてエンドースしてもらって、この基盤を使ってもらうのは大変な労力だと思うのです。でもそれを頑張ってIT総合戦略室にやっていただかなければいけないという中で、それに必要なサポート、なにがあれば、本当にそういう力技が発

揮できるのかとか、そういったものも具体的に発信していかないとすばらしいレポートですが、実際になかなか進まないものになってしまう。今までも恐らくそうだったかもしれません。

もう一回申し上げますと、この3つの原則を打ち出した途端、うちでこれをやりますと言っているのと同じですから、そこを次、打ち出していきたいと思いました。

○主査 ありがとうございます。

最初におっしゃった3つの原則と、行政手続部会も3つと言っていて、これが微妙にずれているという話ですけれども、無理やり合わせるだけがゴールではないかもしれないのですが、その対応関係みたいなものはきちんと理解し、国民にわかりやすいという意味ではひょっとすると統一したほうがいい。

○構成員 私はできるだけ合わせるべきだと思います。無理やり合わせるべきだと思います。

○主査 それにも一理あると思うのですけれども、その辺はどうか。

○IT総合戦略室 規制改革推進会議だと、IT本部の紙で言うと恐らく15ページのワンスオンリーの実現の中身で言うと、必要書類の徹底削減とバックヤード連携の整備みたいなものが書いてあって、規制改革会議ですと17の注というものが下段にありますけれども、書式・様式の統一みたいなことも書いてあるわけなのです。それは恐らくこちらの整理で言うと必要書類の徹底削減に入っているのかもしれないのですけれども、私も経団連さんなんかから御指摘いただいてワンストップとかワンスオンリーとかの関係、EUなんかも調べてみると、どうも初めにEUだとデジタルファーストとかデジタル・バイ・デフォルトというのが一番上の概念に来ていて、その前にシンプルフィケーションとあって、まず書式・様式の統一とか、必要書類の徹底削減みたいなものがベースにあって、その後、ワンスオンリーを何にしてやるかみたいなものがあって、それでデジタル・バイ・デフォルトみたいな感じになっているみたいなので、そういう意味で規制改革会議は割と行政手続部会だと行政手続の簡素化でシンプルフィケーションから入っていくアプローチではあるのです。そこをどちらかというところと各省に基本計画をつくってもらって、申請書類の削減というのでも許認可とか補助金だと随分様子も違うようなところがあるから、少しボトムアップでやってもらうことも重要なのかもしれない。

ただ、こちらで書いてあるようにワンスオンリーとかワンストップというところと、ある程度トップダウンでマイナンバーを活用して云々とか、法人番号を活用してということがあるので、そういう意味では統一することもあるのでしょうけれども、まずはうまく連携しながらボトムアップ型である程度各省に考えてもらうというやり方と、デジタルファーストとかワンスオンリーとか、そちらをこちらに書いてあるような幾つかの項目について、両方必要なのかなど。

○構成員 そうしたら、どちらかは3原則にしないことです。プリンシパルというのは統一したほうがいい。というのは、これは国を挙げて1つの電子政府をつくりましょうという取り組みだから、そこは混乱させないために、毎回毎回説明しなければいけないではな

いですか。だったらどちらかはプリンシパルみたいな感じで3原則とかいうとややこしいので、それは変えたほうがいいですね。ほかのところはいいのです。いろいろ少しずつみんな違って。でもプリンシパルというものは国として1枚岩でやっていきましょうという本当の第一歩なので、そこはas simple as possible、国民向けにもわざわざ説明しないような内容がいいと思います。

○主査 25ページと15ページを交互に見ると、ヒントがあるような気がするのですが、25ページのコネクテッド・ワンストップの2ポツ目なんていうのは書式規定の見直しとか書いてありますね。これが実は15ページの脚注のところの17番、書式の様式の統一というものと実はほとんど同じことを言っていて、IT戦略本部のほう、こちらのほうがさすがにITなのでITっぽく書いたのですが、それよりも上位の概念として先ほどおっしゃったシンプリファイという概念が多分あります。理念的なところと、それを現実のものとしてつくる部分を向こうもかなりそれでいろいろな報告とかしてしまったり、オーソライズしてしまったりいるので、こちらもそれなりにやっているところがあります。その辺のリアリティーはあるにしても、やはりこれを読む人たち、特にこれを受けていろいろなアクションをとろうと思う方々にとっては、わかりやすさというものを工夫できるといいかもしれないですね。それから、IT戦略本部的には、だから何をやるというのを明確化しなさいというサゼスションで、これはごもつともでありますので。

何かありますか。

○構成員 恐らく、この後の手順の話に今の件は関連していると思うのですが、29ページの真ん中のところに今回、書き加えていただいた「これらの取組は」以下の部分で、「電子政府政策全体の見直しの中で」ということで、最後は新たな電子行政の方針というか、電子政府をつくる場所に収れんしていくんですよという書きぶりにはしているのですが、問題なのは、その後ろで「規制改革推進会議が策定依頼を行う『基本計画』とも連携し」というのは、電子行政をやりますよという話と、規制改革をやりますよという話は別のことだというふうに読めてしまうのです。だから全てが電子行政のところに収れんしていくんですよという書きぶりにしないと、話がおかしくなるし、原則がいろいろ立ってしまうということになりませんかというところがあります。そういうところを微妙に幾つか修正していかなければいけないのではないかと感じました。

具体的な施策のところも、25ページの囲みの中でキーワードだと思っていた「法人番号を鍵とした」というものがばさっと消えており、何のために付番したのかというような話が出てきてしまうとか、26ページの囲みの中で「マイナンバー制度の利活用範囲拡大」がばさっと消えてしまうとか、幾つか気になる修正もあったりするので、もう少し子細に見ないといけない部分で、今、言えなければいけないのでしょうかけれども、後でも意見を言いたいなというところがあるので、追加意見の提出もお許しいただけるとありがたいかなと思っています。

○主査 一番最後の点は織り込み済みになっています。

○IT総合戦略室 25ページ目のところについての御指摘なのですが、他意は全くなくて、消したつもりというよりも、上のほうのところの法人番号を鍵としたバックヤード連携システムというところが、もともとで言うと法人インフォメーションのところを念頭に置いていたわけでございますけれども、別途法人インフォメーションを活用したというのは、当然ながら法人番号を鍵としているので、ここで「法人番号を鍵」というのを消したのは、先ほどあったようにマイナンバーの拡充とか、そこら辺も含むので、法人番号にも限らない広い意味でまずは全体のアーキテクチャーを見た上で、その中で法人番号を使った法人インフォメーションという趣旨で書きかえた意味なので、広げたつमरりの意見であります。

26ページ目は、特にマイナンバーの活用とか引き続きやっていくというので残しても構わないとは思っておりますけれども、後ろの項目につなげるという意味で言うと今回、住民票、戸籍のところはがっしりやろうかなというところで、そこを重点的に書いたということで、引き続きまだ残して検討してほしいというところの御指摘があれば、それは引き続き書いても構わないかなと思っておりますので、後ほどまた御指摘をいただければなと思っております。

○構成員 ぜひ残していただいたほうがいいかなという気がしています。

もう一つ申し上げたいのは、全体として行政手続オンライン化推進計画をつくりまよということになるのだと思うのですが、実はそれをつくるときに全数調査をやるというようなことで進むのですが、電子行政分科会の取りまとめで、サービスデザイン思考を取り入れるということがはっきり打ち出されています。ここは、極めて重要な話なので、サービスデザイン思考で既存の手続を全部見直した上で全数調査にかけるというふうにしないと、作業がもう一段ふえてしまう話になって、時間だけがどんどん過ぎていくということになりかねないかなという気がしているのです。担当される方々は本当に大変だとは思っておりますけれども、ただ、方向性としてサービスデザインでやっていくんですということを決めることになっているのだと思いますので、ぜひその方向に、一気呵成に向かって行っていただきたいと思っております。

○構成員 分量が多いのと時間が限られていたので、私も全部を網羅的にチェックできていないので、ぜひ後ほど追加の意見を出させていただきたいのですが、今の時点で疑問に思っているのが、現行のアクションプランの評価の方法とか考え方、プロセスです。各省から自己申告として上がってきたものなのではないでしょうか。それともIT室としてそれを厳しく吟味した結果なのではないでしょうか。

なぜこんな話を申し上げるかという、現行のものとの評価結果が次期アクションプランの記載の内容に影響が出ていたり、あるいは記載する・しないというものに反映されている。今後デジタルファーストですとかワンスオンリーとかワンストップ、そういったものを目指すということですので、現行のアクションプランをつくった当時そういった方針はなかったとしても、今の時点で次期アクションプランへの影響も考えた上で評価をしなけ

ればいけないと思っています。

そういった意味で次期アクションプランの3つの方向性についてきちんと考えた上で、IT室として吟味した結果なのかということに疑問に思っています。具体的に言うと、網羅的に見られてはいませんが、例えば教科書の電子化について次期には記載せずとなっているのですが、例えば紙の教科書と比較して著作権上の扱いをどうするかといった重要な項目がまだ決着がついていないと思いますし、あるいは遠隔教育につきましても対象となる単位の数が限定されていたり、デジタルファーストなどの視点からだと満足のいく形にはなっていないように思います。それにもかかわらず、記載せずとしてしまっているので、改めてほかの項目も含めて全部についてもう一度、現行アクションプランの達成度について評価をし直す必要があるのではないかと考えております。

具体的に疑問に思う項目は別途また意見を提出させていただきたいと思うのですが、そういう方針でぜひ臨んでいただければと考えております。

○主査 これはどうですか。

○IT総合戦略室 御意見ありがとうございます。

まず事実関係で申し上げますと、この評価につきましては、もともと対処方針でここに書かせていただいたアクションプランで、いついつまでに何々について整理をして、措置を行うということが書かれています。それに対して各省がやったことの報告をいただいて、原則としてはそれが満足なものかどうかというのはいろいろ主観的なところが残るので、ちゃんと整理をして行ったといったところがあれば、ここでS、A、Bとありますけれども、対処方針のとおり検討や論点が整理されたという事実があれば、IT室としてAをつけたり、それに対する例えば政省令の改正などが行われた、あるいはガイドラインの発行が行われたという事実があれば、措置済みという形の整理をしています。

御指摘のとおり、ではそれが本当にそれで十分なのか、また、今後これでこの案件は全て終わったのかということ、その整理の中身あるいはその範囲といったところがあるかなと思っておりまして、そういった観点から今回、整理済みの案件、措置済みの案件についてもさらに取り組むべきものが必要なものとして、今後とも検討してはどうかといったところでさせていただいたところがあります。

一方で、ここは正直なところと言うと、全ての項目をIT室ができないないというところもあって、一方で言うところ先ほど言ったワンスオンリーのところも力を入れてやらなければいけないなというところで、若干絞った提案をさせていただいているというのが正直なところかなと思っています。

いずれにしても、また御指摘いただければありがたいかなと思っています。

○構成員 先ほど例示しましたけれども、重要なことがまだ実現できていない状態で、次期アクションプランには記載せずとなっているものが幾つかあったので、それについては継続的に対応していくべきだと思います。また個々具体的には別途お出ししたいと思います。

○主査 有限のエネルギーなので、次期のアクションプランでどれにどういうリソースをかけて進めていくかという、この判断は別途あるのだろうと思うのですが、ただ、その話と、もうこの話は終わったのだと言ってしまうというのとは多分、大分違うのですよね。かつ、当初の自己点検みたいな話で、最初にセットしたゴールはクリアしたのだけれども、本当にそれでその項目について世の中がすごくよくなったか、課題が全く残っていないかという、かなり残っているものも多いので、こういうものは少しはっきり後に残して、大きい次のアジェンダにも必要なものは乗せていくという話でいいですか。

○構成員 前回もお願いをした記憶があるのですが、今回のアクションプランと、参考資料1で示されている電子行政の考え方の後に来るアウトプットと、参考資料2で示されている行政手続部会のこの後の資料が、その後どう運用されて、進捗管理や評価は誰が行うのかという相互関係がいま一つよくわからないので、整理していただきたい。また、これらの取組み以外にも関連して動いている検討があれば、それらがどれに関連して、どのタイミングでアウトプットが出て、こちらのアクションプランなどにどう影響するのかも併せて整理していただきたい。このような整理をしないと、それぞれの検討組織などが、ばらばらに動いているように見えてしまい、検討の幾つかに参加している私でもよくわからなくなるので、きっと国民はもっとわからないと思う。相互の関連図でも、ロードマップの形でもいいので、整理して説明していただきたい。

○主査 何かコメントありますか。

○IT総合戦略室 御指摘のとおりだと思っています。今後ちゃんと整理をしていきたいなと思っています。特に御指摘の電子行政分科会等のことにつきましては、ここに書かれていますけれども、今後は一体的にこれがまとまった後は、業務決定するときも一緒にして、がっちゃんこして決定していくことにしつつ、その後の運用もやはり行政手続、IT化のところはすごく皆さんの関心が高いので先行的に進めつつ、先ほど構成員からもありましたようにサービスデザインのところも含めて、一体的に今度取り組んでいこうかなと思っています。今、内部ではその後のスケジュール、先ほど申し上げましたように電子行政分科会のあちらの資料については今後、実行計画という形で進めていくというところで、今、内部でどういうスケジュールで、どのようにやっていくかという絵を描いている最中ですので、そこら辺ができ次第、ちゃんとお示しして国民の皆さんにもわかるような形にしていきたいと思っています。

それから、規制改革会議の基本計画のほうも、こちらは4月から動かすというところになっているので、それも今後、来年にかけて一体的にできるようにスケジュールを事務的にも調整していきたいと思っていますので、そこは全体、事務局間で連携をしながらやっていきたいと思っています。

○主査 だから先ほどの基本原則の話と少し似ていまして、特に行政手続部会のほうについてはあちらでやりたいということがあって、これをITにやってほしいという部分についてこちらがそれを受け取って、それに必要な措置、IT的な措置がきちんと行われているか

という対応関係がちゃんとできていればいいということかと思しますので、そのマッピング、こちらがやることをやると、向こうがやりたいことが本当にやれることになるのではないのでしょうか。

○構成員 1回、ビジョン合わせみたいなブレストセッションみたいなものやってもいいですね。1回もやったことがない。名刺交換もしていないではないですか。

○主査 合同会議をやりませんか。

○構成員 そうです。たとえば合宿して、みんなで国民向けにわっと驚かせるような1枚のシートにまとめ上げた資料を作成する。まず先ほど3原則の言葉にこだわったのは、こんな話もいままでしていないんだと思ったのです。こんな大きな世の中をひっくり返して、この前、総理がみんなの前で発言をするような、そんな大きなプロジェクトになりつつ、そんな話もしていなかったんだと思ったときに、これは1回みんなリラックスして、どんな日本を便利にするような電子政府なのだろうといった議論をして、だったら税金を使ってもいいじゃないとか、そうした結論になるかも知れない。

それが日本全体に認知されると国民にはシンプルに、なるほどね、政府もたまにはいいことやるじゃないのと、そう言われる方向性を打ち出したいなと思います。それから、この前の行政手続部会で私も申し上げたのですけれども、この前、総理の発言でもあったように、2020という言葉は大きく打ち出していきたいのです。いつまでもただ何年もかけてやるというのではなくて、やはり2020という大きな目標に向けて日本のデジタル文化の確立であり、その中から出てくる新しいデジタル産業の育成だと思います。それは2020年の日本のショーケースになると思います。ぜひ2020をハイライトにしてみんなで向かっていきたいと思います。

○主査 1つ、私も一構成員としていいですか。先ほど事務局には個別に申し上げたのですけれども、先ほどのサービス思考という意味において今回、私が気に入っているのが、いろいろところで表現として添付の省略化と言っているのです。これは今まではどちらかという電子化しなさい、電子化した上でやっぱり添付しろみたいな話なのですが、今回は省略しなさいと言っていて、これは結構いいことだと思うのです。つまりそれはまさにバックヤード連携でなければだめだと言っているわけです。ただし、大きく抜けているのではないかと思うのが本人確認の部分です。本人確認をオンラインでやりなさいというのを随分言っているのですが、これは恐らくより具体的に言うと印鑑証明の添付を省略しようとか、署名と印鑑を省略しろとか、印鑑証明を省略しろと、それは個人も法人もということだろうと思うので、これは例えば行政手続のほうで営業許可等と言っているものの非常に大きい項目が添付しなければいけないものがそれになってくるので、そういう言い方はできないのかなと思います。印鑑証明をつけなくていいようにしようということをどう思いますか。

○IT総合戦略室 今の話で言いますと、まず行政手続で個人のするものは基本的にはマイナンバーカードの世界に入るのだろうと。そうすると法人の手続になろうかと思うのです。

だから法人の手続で何が要るかというのは、官民で言うと今、総務省でいわゆる職責認証的な法案を今、出していますので、それは要するに法人の代理として個人が職責認証を受けた上で入る。そこは多分大丈夫だと思うのです。ところが、一番問題なのは民取引で習慣的に、あるいは習慣でなくても印鑑証明と義務づけている話というのはいっぱいあるので、それをどうするかというのは定義する価値はあると思います。

ちなみに私も最近、親が亡くなったものですから印鑑証明の山になっていまして、いいかげんにしてくれよと思っているところではありますが、印鑑証明というものが本当にどの程度論理的に本人あるいは物を証明する力があるかということ、結局のところ印鑑証明を出すときの本人確認しかないので、印鑑証明に特別な価値を持たせていることで商慣習自体が合理的ではないという気はします。だからそれに手をつけることは十分価値があると思います。

○主査 あと、官が入っているのも規制改革推進会議のほうで商工会議所でアンケート調査をしたときのトップ項目が営業許可だったのです。営業許可のときは一々商業登記簿と法人印鑑証明を出さなければいけないのです。なので官民もまだ結構あるのではないかと考えております。

○構成員 でもそれは1回だけでいいのでしょうか。印鑑証明も。アスクワンスというのはそういう話なのではないですか。一生に1回だけでいいのではないですか。

○規制改革推進室 多分、印鑑証明そのものを出さなくてもいいという話にならないといけない。

○構成員 でも一生に1回ぐらいなら我慢できる。そういうことですよ。アスクワンスというのは。

○IT総合戦略室 もちろん、そちらの方向を目指して、あしたからできるというわけには当然できないのですけれども、目指す方向はそちらを目指したいなどは当然思っています。

○主査 済みません、座長に戻ります。どうぞ。

○構成員 主査をフォローするわけではないのですけれども、論理的な展開として、結局、印鑑証明という制度そのものが要らないというところに行き着くのですよね。だからそちらの方向を目指します、と言っているのと同じですよという理解をしているので、間違っていたら後でもいいので教えてください。

それから、先ほど主査からおっしゃっていたサービスデザイン思考の話で、端的に我々というか私個人の生活で思うのは、市役所に行くたびに5つの窓口に行かなければいけませんというのは、明らかに市役所側の都合なのです。サービスデザイン思考をしましょうというのは、それは市民たるお客様は1カ所にしか来させない、あるいは来なくても市役所のポータルに入ったらそれで手続は全部終わります、というのがサービスデザイン思考のはずです。きっとそれをワンストップとこの場では呼んでいたのだらうと思っています。だからサービスデザイン思考をベースに全部の手続を見直すことが必要と思うのですが、「新たな電子行政の指針」では、それで全部やりましょうねと書いてあります。先ほどの

繰り返しになりますけれども、二十九ページに、「2017年内に策定する政府全体の『実行計画』に統合」していくのが今回のアクションプログラムですと書いてあります。本当は規制改革会議の方もこちらに収れんしてきてもらわないと困るので、IT本部は本部決定1回で済むかもしれませんが、政府の全体として規制改革会議と一体化するかどうかというのは、よくわからないところがありますから、そこは行政府の中で一本化するような手だてを講じていただけるとありがたいなと思います。

○IT総合戦略室 私は規制改革と2本走らせたほうが良いと考えています。それは要するに通常、普通にやっていたのではなかなか今回のものはハードルが高いので、そう簡単にはいかないのだろうなと思っています。正直言って。アプローチがかなり違って、規制改革会議はどちらかという各省庁に何かつくらせる。それで数値目標をつくらせるという何といいますかマクロなアプローチ、どちらかという強権的アプローチ。こちらはどちらかというミクロなアプローチで、できるだけ実態を全部調べた上で、その中でどのような要望があって、それをどのように答えていくかというどちらかというミクロなアプローチで足をすくっていきこうというアプローチ。結局のところ、行く着く先は多分同じになるだろうと思うのです。

ただ、現時点でこの分野とこの分野を分けてというよりは、今のところは両方から攻めかかってというところで、ある程度混乱したところで整理したほうが前に進む可能性が高いなというのは私は個人的には思っています。それはこれまで数多く霞が関で戦ってきましたけれども、要するによほどうまくやらないと足をすくわれることはよく起こる。典型的には一番最初に足をすくわれたのは薬のインターネット販売の話。そういうこともあるので、とりあえず今一番必要なことは多分、風を起こすことだろうと。したがって、2つ走ったほうが良いのではないかと。

その上で、要するにある意味こちらのほうが割とどちらかという思考ははっきり見えています。向こうはどちらかという、とにかくやれよという感じになる。それはそれでもいいと思っただけで、その上でもう少しどうせ各省は抵抗するわけですから、抵抗をどうやって崩していくかという段階で中身は収れんしていきたくらうと見えています。ただ、その辺は情報のやりとりは必要だと思いますので、その辺はまさに情報連携というか、情報の共有化は必要だと思います。

○構成員 多分、●●さんがおっしゃるのでそれは本当のことだと思います。日本人ってやはりすごいです。現場の力があるからそれで進むのです。私は外資系企業にも長く働いていましたので、司令塔がコントロールする組織を作って、なんて言いたくなってしまうほうですが。●●さんが来る前に話をしていたのですが、行政手続部会のほうでは基本計画表を各省庁に出す段階になっていて、結構なフィードバックもあるのです。その中で、これはバックヤード連携とかをどこかでやってくれるのではないのという混乱も起きているのです。だからそろそろ2つのチームで合同で議論をスタートした方がよいと思います。それが私の合宿の提案なのです。皆さんに、恐らくだからこのチームでできることは物

すごく明確だったと思うのです。この基盤をこう提供しますみたいな。そうすると、後の部分の内容もおのずからでてくるのだと思うそこをそろそろやる時期には来ているのだらうなという、その御提案をいらっしゃる前にさせていただいたのですけれども、そういうことです。

○構成員 少し話が戻ってしまいますが、先ほどの本人確認の話は極めて重要だと思います。資料1-4の15番に政府のオンライン行政手続における本人確認手続の見直し項目としてあがっており、結果的にBで再点検を行うべきシステムの開発がなかったため、該当がなし。資料1-3の一番上では、今後もより重視して取り組むとの記載があり、これらを踏まえ、アクションプランの33ページの7番の本人確認方法の合理化につながっているという流れで合っていますでしょうか。

○IT総合戦略室 はい、そのとおりです。

○構成員 33ページでは、公的個人認証が前面に出ており、その後にID連携トラストフレームワークが書いてありますが、もともとは公的個人認証以外の本人確認方法についても、それぞれのリスクを考えて、いろいろな本人確認の手段を利用できるようにしましょうという話だったと思います。7番の書きぶり自体はいいのですが、この検討が今後どのように具体化していくのか、ほかの手続や制度にも大きな影響を与えるので、検討状況など、常に共有していただければと思います。既にどこかで検討が始まっているのでしょうか。

○IT総合戦略室 いや、そういう意味はなくて、これから御指摘のとおり本人確認のところはマイナンバーカードを使っていこうというところはあるのですが、それ以外も含めて今後手続自身をどうしたらいいかというのはここ数年、行われていないので、もう一度、現状を踏まえてどうやったら合理的にできるのかといったところを検討していったらどうかというのがまだ提案状態でございます。これを踏まえて皆様の御指摘を踏まえて、検討していきたいなと思っていますところでは。

○主査 また1に戻させていただくと、7みたいな言い方というのが今までの言い方で、これだけだとかこういう道具を用意したけれども、結局みんな使わないという話になるので、こういうものを使わざるを得ない状態にするのが、印鑑証明添付禁止のような言い方ですね。それが実は別にサービス思考としていいわけですね。

○構成員 確かにショッキングなメッセージですね。もう印鑑証明が要らなくなる。それいいではないですか。印鑑証明撤廃電子化。

○主査 気持ちはそうだけれども、ではそのために一体何が抜けているのか、欠けているのか、どうするのかという、ここはちゃんと積み上げて考えないとスローガン倒れになるのでこの辺をバランスよくやればいいわけですね。

○構成員 確かに象徴的ですね。印鑑証明が要らなくなった電子政府。すばらしい。いいではないですか。

○構成員 もっと言うとマイナンバーカードの普及は極めて重要な話だと思う一方で、スマートフォンに電子署名を入れておいて、それで認証するという昔から検討している手法

もあり、ユーザーが使ってくれるのはどれかという観点が大事なので、両面で見えていく必要があると思います。

○IT総合戦略室 今の話で言いますと、むしろマイナンバーカードの個人認証機能をSIMに入れるという検討は始めていまして、それは早々に、そんなに時間はかからないと思っています。

○構成員 先ほどの話にまた戻ってしまうのですが、恐らく印鑑証明も住民票も戸籍謄本も登記も同じだと思うのですが、結局バックヤード連携をどこまでできるかという話になってくると思うのです。過去にe-ガバメント等を進めてきた中で、省庁またぎのいろいろなシステムをつくるのを誰がどうやってやるんだというところで、必ず石につまずくわけです。それをつくる場所、あるいは人をちゃんとセットしないと、バックヤード連携と言ってもどうするんだということになる。これはとにかく自治体にまで波及する話なので、次の段階でこういうやり方でいきましょう、という合意をどこかで得ないといけません。電子行政の方でやるのかもしれないのですが、そのシステム設計をぜひ早目をお願いしたい。

○IT総合戦略室 まさにそこがポイントだろうと。それではいろいろなところでバックヤード連携とおっしゃるのですが、では具体的にどうするのと。どこまでをもってバックヤード連携と言うのというところもあって、例えば一部の経済団体では、むしろ民間企業にそういうものをやらせろみたいな意見もあるわけです。国がつくったらろくなものがつくれないからという意見もあるわけです。一方で私なんかは極端なことを考えていて、個人の申請だったら個人のマイナンバーに縦横で税の場合はどういうデータ項目が要りますよ、社会保険はどういうデータ項目と一覧表みたいなものがあれば、お互いにそれぞれ入れ合っ、それで引っ張ればいいという、ある意味では余りにも集中し過ぎて危険だという説もあるかもしれないけれども、1つの例として私もあえて口にしているのですが、どういうものがいいかというのはかなり意見が分かれると思うので、これはむしろいろいろなところで提案してもらおうというのもありだなと思っていて、むしろそういうものをどんどん提案していただけるとすごく議論が進むのではないかと。というのは、この手の話というのは規制改革は何でもそうなので、なぜあえて私がそういうことを言うかということ、要するにバックヤード連携とかそういうことを一々言っていると、これはこういうものができない、あれはああいうものができないと霞が関お得意のできない攻撃に遭うわけです。ところが、こういう方式でやろうやと言ったら、こういう方式ではここがだめだということで一歩議論が進むのです。だからむしろ済んだところの先の例えばどういう形式でバックヤード連携をやるかやらないかの議論ではなくて、こういう項目をやるやらないではなくて、バックヤード連携をやるのだったらこういうやり方がいいよねという、ここで議論させるとバックヤード連携やるやらないのところを飛ばせるのです。だからむしろここで議論するのが正解ではないかと私は個人的に思っていて、それで結構あちこちで好き勝手なことを言っている。そういうことはあるので、むしろそういう提案をたたき

台でも何でもいいのですけれども、個人的あるいは団体として提案していただけるとすごくありがたいなと思っています。

○構成員 そういう話を合宿でしましょう。今すごくおもしろくて、イギリスでこのプログラムを開始した時は、イギリスの政府もお金がなかった。そこで有志の手を挙げた人たちを集めて、そのなかにはアントレプレナーもいれば、小さな企業や大企業もいて、これだったら可能性があるだろうという計画を鉛筆なめなめ書かせたらしです。それがだんだんコンソーシアムみたいな組織になり、1つのe-ガバメント作成チームみたいになった。、それが最初のコアチームみたいになつたらしいのです。こういう計画があつて、公募すると学生が集まるかもしれませんが、それでもいいではないですか。参加したみんなでこういう絵を描いてみて、議論を積み重ねた方が、ここで議論をしても、柔軟性がないと出てくるものも限られてしまいます。そういう花火の打ち方ってありますね。いや、それをやりましょうよ。

○主査 ほかいかがでしょうか。何度か繰り返し出ていますけれども、意見をいただく仕組みはやりますが、この場でこのポイントは議論しておいたほうがいいのかというところがまだほかにありましたら。

○構成員 資料2-1でアイデアボックスに寄せられた意見を紹介していただいています。3つ目のワンスオンリーの個所に「わかりやすい具体的なメリットやサービスを示すことが重要」とあります。先ほどの印鑑証明の廃止でも住民票の廃止でもいいですが、1つだと実現しなかった場合のリスクがあるので3つぐらい、これをやれば国民は電子行政の便利さを理解してくれるという先導プロジェクトあるいはモデルプロジェクトを決めて走らせる必要があると思います。全部同じ密度でやっているとわからなくなるので。このアクションプランなのか、電子行政分科会の計画なのか、行政手続部会なのかはわかりませんが、とにかく国民にこれだけ体験してもらえば電子行政のよさが少しはわかってもらえるだろうというプロジェクトをつくる必要があります、そういう観点も今後の検討の中に入れられればと思います。

○主査 もしこういう象徴的なものを盛り込むといいのではないかとというような提案があったら。いかがでしょうか。

非常に活発に本質的な議論ができたと思います。すばらしいと思います。どの辺で着地できるかとかいうのはまた作戦をよく考えていくとして、どうもありがとうございました。

今後の手順とかいうのを御説明いただけますか。

○IT総合戦略室 それでは、資料3でございます。本日の御議論を踏まえて、今後は関係省庁とも相談しつつ進めたいと思っています。それから、本日幾つかありましたけれども、コメントをこれからでも結構ですので、あと事務局にお寄せいただければ、それも踏まえつつ、具体的な最後のアクションプランとしてまとめていきたいなと思っております。次回は5月ごろを予定しておりますが、場合によっては書面審議という形になるかもしれません。その場合は各構成員全員ちょっと必要があれば個別に御説明に上がって決めていき

たいと思っています。その後、先ほどありましたように、先ほど申しあげました電子行政の方針と合わせるという形でIT本部決定という形で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○主査 この手のものは、タイミングみたいいつごろに投げ込まないとだめみたいな話があると思いますので、6月ごろに1回集約したいということでございますので、そこまで行けるだけ行くという感じかと思えます。結構、無理難題をきょう言ったと思うので、皆さんも協力していただきながらいいものに仕上げていきたいと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○IT総合戦略室 一応、最後、次回の日程、書面審議になるかもしれませんが、また御連絡させていただきます。それから、先ほどありましたように御意見がありましたら1週間ぐらいを目途にメール等でいただければ、できるだけ反映するようにいたしたいと思えます。資料の公表はいつものとおりでございますが、資料2-3は今回まだ途中段階ということで非公表とさせていただきたいと思えます。議事録についてはいつもどおり皆さんに確認させていただいた上で、公表とさせていただきたいと思えます。

本日はどうもありがとうございました。